環境保全情報

第三者機関による排ガス測定を9月1日に実施しました。
計測結果は次のとおりで異常ありませんでした。

・法規制値　：　法律で規制されている値

・要求水準値　：　自治体が事業者に対し要求する基準

・自主保証値　：　事業者が自治体に対し保証する数値

・単位について

ppm　：　Parts Per Millionの略。百万分の1の濃度を1ppmと表します。

g/㎥N　：　1㎥の排ガス中に何gその物質が含まれているかを表します。

排ガス測定結果　（乾きガスO2＝12%換算値）

測定日：2026/9/1

	項目	測定結果	単位	法規制値	要求水準値	自主保証値
1号炉	ばいじん（1h平均）	0.0009	g/㎥N	0.08	0.01以下	0.005以下
	硫黄酸化物（1h平均）	13	ppm	※約3,570	30以下	28以下
	窒素酸化物（1h平均）	31	ppm	250	50以下	45以下
	塩化水素（1h平均）	18	ppm	430	50以下	40以下
2号炉	ばいじん（1h平均）	0.0006	g/㎥N	0.08	0.01以下	0.005以下
	硫黄酸化物（1h平均）	9.7	ppm	※約3,570	30以下	28以下
	窒素酸化物（1h平均）	29	ppm	250	50以下	45以下
	塩化水素（1h平均）	12	ppm	430	50以下	40以下

※法規制値はK値：17.5であり、条件を有効煙突高59m、排ガス量を5,135㎥N/t/hとした場合、約3,570ppmの値に相当します。
※K値とは、地域の区分ごとに定められている係数を言います。この係数を用いた計算式により求められた許容量を超えるばい煙の排出を制限する規制をK値規制と言います。
※ボイラ設備の除じんは、ボイラスートブロア及びボイラハンマリング装置により毎日実施する。
※ろ過式集じん器の除じんは空気式自動洗浄装置により毎日実施する。